

169

(三) サンフランシスコ条約において債権が請求権
 の中に含まれることを規定してゐるのは中四條(四)
 中十九條(三)及び内務省的な規定の仕方ではあるが中十
 九條(三)であり、債権と請求権とを併せて「請求権
 及び債権」と用いられてゐる例は中十九條(三)に見られ
 る。また中十八條(三)に「他の戦前の請求権及び債務

obligations

外務省

1 用いられてゐるのも併記の場合の一例と見て差支え
 2 ないであらう。以上述べる以外の箇所においては
 3 請求書及び債権の語はそれぞれ独立して用いら
 4 れてゐる。